

入札説明書

高知県が設置する浮漁礁（土佐黒潮牧場）の船舶保険加入契約については、地方自治法及び同施行令、高知県契約規則等別に定めがある場合のほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 件名

高知県が設置する浮漁礁（土佐黒潮牧場）の船舶保険加入契約

(2) 船舶保険加入件数

12 基

(3) 入札案件の仕様等

別添仕様書による

(4) 船舶保険に加入する期間

令和 6 年 5 月 4 日午前 0 時から令和 7 年 5 月 4 日午前 0 時

2 入札方法

(1) 落札者の決定は、最低価格落札方式により行うので、入札参加者又はその代理人は、契約条件等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

(2) 入札保証金

高知県契約規則（昭和 39 年高知県規則第 12 号）第 9 条及び第 10 条の規定による。

入札保証金の免除を行うためには、別紙または過去の契約実績（過去 2 年間に当該契約と種類及び規模を同じくする契約を複数回にわたって締結し、これら契約を誠実に履行している実績であること。）に係る資料（契約書の写し）を提出すること。

(3) 契約保証金

高知県契約規則（昭和 39 年高知県規則第 12 号）第 39 条及び第 40 条の規定による。

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当している者が、この入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和 6 年度から令和 8 年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録（営業種目「保険」）されている者であること。

(3) 経営状態が不健全でない者であること。

(4) 損害保険ジャパン株式会社の保険商品を採用しない者であること。

4 契約条項を示す場所及び問合わせ先

郵便番号 780-8570 高知市丸ノ内一丁目 2-20

高知県総務部管財課財産管理担当

電話番号 088-823-9321

5 入札及び開札等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和 6 年 4 月 22 日（月）午前 10 時 00 分

高知市本町5丁目2番17号
本町ビル5階会議室

(2) 入札書の記載内容等

ア 別紙様式の入札書には、次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 入札書提出年月日

(イ) 入札・契約権限がある者（支店長等名称は問わない。以下「支店長等」という。）

が自ら入札をする場合は、法人の住所、名称及び当該支店長等の氏名を記名し、当該支店長等の印鑑を押印

(ウ) 代理人が入札する場合は、法人の住所、名称及び当該支店長等の氏名の下に「代理人」の表示をし、受任者の住所、氏名及び押印

(エ) 入札金額

(オ) 件名

イ 入札参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。

ウ 入札参加者等は、いったん投かんした入札書の取替え、訂正、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

次のアからケまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者の入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札

エ 入札者の氏名その他重要な文字及び証印等が誤脱し、その意思表示が不明瞭な入札

オ 同一の入札について他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

カ 所定の入札箱に投かんしなかった入札

キ 入札公告及び入札説明書に示した入札参加者等に要求される事項を履行しなかった者の入札

ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、価格又はその他の点に関して公正な競争を不法に阻害したと認められる者の入札

ケ その他入札に関する諸条件に違反した入札

(4) 代理人による入札

代理人が入札する場合は、入札書を投かんする際にあらかじめ委任状を提出しなければならない。

(5) 開札

ア 開札は、入札直後直ちに行う。入札参加者等は、開札に立ち会うものとする。ただし、入札参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 開札場には、入札参加者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及びアの立会い職員以外の者は入場することはできない。

- ウ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- エ 入札参加者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、入札参加者等に該当する者であることを証明しなければならない。
- オ 入札参加者等は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認める場合のほか、開札場を退場することはできない。
- カ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者。
 - (イ) 公正な価格の成立を害し又は不正の利益を得るために連合をした者。
- キ 開札をした場合において、落札とすべき入札がないときは、再度の入札（2回）を直ちに行う。
- ク 再度の入札を行っても落札者が決定しないときは、最低価格の入札を行った入札参加者等から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行う場合がある。

6 落札者の決定方法

- (1) 高知県契約規則第15条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札参加者等を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者等のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

7 落札者

落札者は、保険料総額、一基ごとの保険料、割引内容及び割引率を記載した見積内訳書を、落札後、直ちに提出するものとする。

仕 様 書

1 件名

高知県が設置する浮魚礁（土佐黒潮牧場）の船舶保険加入契約

2 今回加入物件及び件数

別紙一覧表のとおり 12 基

3 被害実績（※参考 令和 4 年契約の被害実績 1 件は、今回加入物件から除外しています）

令和 5 年契約 0 件

令和 4 年契約 1 件 離脱（係留索破断）

令和 3 年契約 0 件

令和 2 年契約 0 件

平成 31 年契約 0 件

平成 30 年契約 1 件 一部損傷（船舶の衝突）

平成 29 年契約 0 件

平成 28 年契約 1 件 一部損傷（船舶の衝突）

平成 27 年契約 0 件

平成 26 年契約 0 件

平成 25 年契約 0 件

平成 24 年契約 0 件

平成 23 年契約 0 件

平成 22 年契約 0 件

平成 21 年契約 0 件

平成 20 年契約 0 件

平成 19 年契約 2 件 一部損傷（船舶の衝突）、離脱（原因不明、係留索破断）

平成 18 年契約 0 件

平成 17 年契約 1 件 全損（原因不明、係留索破断）

平成 16 年契約 1 件 全損（原因は台風と推測、係留索破断）

平成 15 年契約 0 件

平成 14 年契約 1 件 全損（原因不明、流出）

平成 13 年契約 1 件 全損（原因不明、流出）

契約年度	事故件数	保険金額（円）	保険料額（円）	件数（基）
R 5	0	0	2,984,732	14
R 4	1	10,000,000	3,185,181	15
R 3	0	0	2,960,845	15
R 2	0	0	2,925,100	15
H31（R 1）	0	0	2,999,976	15
H30	1	0	3,021,109	15
H29	0	0	3,116,311	15
H28	1	0	3,342,673	15

※本表の「保険料額」は、以下①と②の合計。

- ①例年5月4日更新分（一般競争入札による契約）及び
- ②①以外のタイミングでの更新分（随意契約）。

4 保険の目的等

- (1) 保険の目的 本体及び船主責任
- (2) 填補の範囲 全損、衝突損害賠償金
- (3) 保険価額 それぞれ、当初金額を51,000千円、残存価額を10,000千円、耐用年数を10年とし、定額法で減価した価額とする。
- (4) 保険金額 各10,000千円
- (5) 填補限度額 船主責任 各10,000千円（免責金額 100,000円、油濁損害不担保）
 ※上記を上回る保証内容でも差し支えないが、競争においていかなる考慮も行わない。
 ただし、保険価額の変更は認めない。

5 契約期間

令和6年5月4日午前0時から令和7年5月4日午前0時

6 その他

- (1) 提出書類の作成に要した費用、その他この入札参加に要した経費は、各会社の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 各会社は、各会社の保険料の支払いに関する規定にかかわらず、保険契約者の保険料の支払いを猶予し、保険料が令和6年5月31日までに支払われた場合は、保険期間の開始日から同日までの間に生じた損害をてん補する責任を負うこととする。
- (4) 損害保険ジャパン株式会社の保険商品を採用しない者であること。